

いじめ防止推進法に基づく重大事態に関する対応フロー

熊本県立人吉高等学校

1 いじめ問題の発見、連絡、通報等

- ・ いじめられている本人からの訴え
- ・ 他の生徒や保護者からの報告、連絡
- ・ 教師の発見、気づき
- ・ 地域の人からの報告、通報
- ・ いじめについてのアンケート年2回（6月・12月）実施



2 初期対応

- ・ いじめの発見を、校長・副校長・教頭に報告する
- ・ 担任・生徒指導部によりいじめ問題の詳細を調査する。
- ・ 生徒状況報告会を開催する。



重大事態と判断（校長）

調査

報告

教育委員会

報告

学校

教育委員会

知事

3 調査機関による調査の実施
（法28条1項）

法22条のいじめ防止対策組織（いじめ問題対策委員会）を母体として、県教育委員会から派遣された外部専門家などを加えたメンバーで県教委と協力して調査を行う。

保護者等

- ・ 情報を適切に提供
- ・ 調査結果の報告

調査結果の報告

4 付属機関による再調査の実施

知事

必要と判断したときは、付属機関（第三者委員会で構成）による再調査を実施（法30条2項、31条2項）

※弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家で構成

報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処または重大事態と同種の事故発生防止のため、必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行うなどの方法により、第28条1項の規定による調査結果について調査を行うこと。

調査結果の報告

保護者等

教育委員会

議会

5 再調査の結果を踏まえた措置（法30条5項、31条3項）

第30条5項 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査結果を踏まえ自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。